

政務活動費対象経費支出書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|---------------------------------|-------|---|---|-----|--|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|---|---|---|---|--|
| | | | | | | 確認欄 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 会 派 名 | 維新の会 | 令和2年度 令和2年 4月27日発行 支出番号 / | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代 表 者 名 | 安浪 順一 | 経費区分 | 経費名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 調査研究 | 図書購入費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経理責任者名 | 辻 信行 | 内容 神戸新聞 2020年4月分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次の金額を支出する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>¥</td> <td>3</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>5</td> <td></td> </tr> </table> | | | | | | | | 金 額 | | | | | | | | | | ¥ | 3 | 9 | 2 | 5 | |
| 金 額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | ¥ | 3 | 9 | 2 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ただし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の金額を受領しました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受領者 住 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

領収書等貼付欄 (重ならないように貼付すること)

2020年04月分



領収証

ID(12078)
No. 2- 10-1009-000

〒660-0804
尼崎市 東七松町1丁目
尼崎市議会
日本維新の会 様

4/27

| 品名 | 部 | 金額 |
|------------|---|---------------|
| 神戸新聞 セット※ | 1 | 4,037 |
| 値引金額 | | -112 |
| 合計 | | ¥3,925 |
| ※は軽減税率対象品目 | | (内消費税等¥290) |

お知らせ
便利な自動引き落としもご利用いただけます！

毎度ご購入有難うございます。
左記の通り領収致しました。
8%対象 ¥3,925
(値引 ¥-112)
(消費税 ¥290)



産経新聞 神戸新聞 長洲販売

〒660-0804

尼崎市北大物町17-9

TEL: 0120-462-534

FAX: 0120-462-534



支出証明書

金 円 也

上記の金額を

として、支出しました。

令和 年 月 日

代表

印

政務活動費対象経費支出書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|---|------|---|-----|-----|---|-----|--|-----|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
| | | | | | | | | 確認欄 | | | | | | | | | | | |
| 会 派 名 | 維新の会 | 令和2年度 令和2年 4月27日発行 支出番号 2 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 代 表 者 名 | 安浪 順一 | 経費区分 | 調査研究 | | 経費名 | 広報費 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 内容 会派報 Vol. 15新緑号 (B3・4P) ポスティング代 165,750部 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経理責任者名 | 辻 信行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 次の金額を支出する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 10%;">金 額</td> <td style="width: 10%;">¥</td> <td style="width: 10%;">7</td> <td style="width: 10%;">6</td> <td style="width: 10%;">6</td> <td style="width: 10%;">3</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">5</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | 金 額 | ¥ | 7 | 6 | 6 | 3 | 1 | 5 | | |
| 金 額 | ¥ | 7 | 6 | 6 | 3 | 1 | 5 | | | | | | | | | | | | |
| ただし 振込手数料550円含む | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 上記の金額を受領しました。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 令和 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受領者 住 所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

領収書等貼付欄 (重ならないように貼付すること)

ご利用明細

本日はご利用いただきありがとうございます。
ご利用明細をご確認のうえ、お持ち帰りください。
裏面のご案内もお合わせてご確認ください。

SMBC

☆☆お振込☆☆

お振込金額 ¥765,765
振込手数料 ¥550

お受取人は

カ) ハンセイ 様

お振込人は
イツノカイ 様

お取扱日 2. 4. 27 電信振込

| | | | | |
|-------|-----|----------|-------|--|
| 取扱店 | 振替 | 年月日 | 時刻 | 印 証 税 申 告 納 付 に つ き 随 時 税 務 署 承 認 済 |
| 42373 | | 2. 4. 27 | 14:14 | |
| 銀行番号 | 店番号 | 口座番号等 | | |
| | | | | |

三井住友銀行

支出証明書

金 _____ 円 也

上記の金額を

として、支出しました。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

代表

印

尼崎市議会

維新の会 通信



元局長の天下り先に、 1,057万円のおかしな補助金!!!

尼崎市の外郭団体でもなく、市から独立した存在である「**尼崎市民共済組合**」には、これまでも定年を迎えた局長級職員が理事長として迎えられていました。今回、尼崎市民共済組合から「組合の事業拡大のために人的投資を行い、今のニーズである商品開発をし、組合の売上げ、利益増を図ること」を目的に、新たに追加で局長級職員の人的支援の要請がありました。尼崎市民共済組合としては、「自然災害の被害を担保する商品を開発し取扱いを始めるために、**元局長級の2名体制**としたい。」ということでした。

👉 ここが問題!①

人的支援の要請後に、**金銭支援の要請もあり**、令和元年度で8,583,000円と令和2年度に1,992,000円の合計**10,575,000円**の「**元局長級職員の人件費の補助**」を尼崎市が行うことに!
尼崎市が尼崎市民共済組合へ人件費補助を行う理由として、

- ① 現在4万人の組合員の90.6%が尼崎市民で、公共性・公益性がある
- ② 近年、契約件数や掛金の減少により財務状況が厳しくなっている
- ③ 元局長級職員2名分の人件費を組合から支出するのが困難なので特例的な体制を考慮して1名分の人件費を市が補助する

上記3点を挙げています。

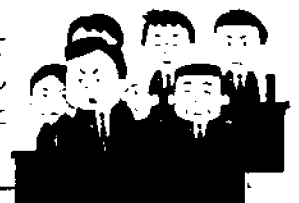
👉 ここが問題!②

組合の財務状況が分かる資料を取り寄せ精査したところ、**平成30年度決算で当期末処分剰余金が2億2,493万円**もあり、契約者に対しての割戻金を考慮しても**1億7,500万円**ほどの自由になるお金があることが発覚しました!

専門家にこの財務状況を見てもらいましたが健全経営とのことで、尼崎市が人件費補助を行う理由に挙げた「**財務状況が厳しくなっている**」というのは**大嘘だ**ということが判明しました!

我が会派は、自主自立した組合(企業)に対しての補助は行うべきものではないと考えましたが、「財務状況が厳しい」という嘘の説明と情報で令和元年度の8,583,000円に賛成をしてしまいました。

令和2年度の1,992,000円に関しては今回の3月予算議会でも反対しましたが、他会派の賛成多数で予算計上されてしまいました。



この問題に関しては、今年9月の決算議会できっちりと追及してまいります!

新型コロナウイルス感染症の最新情報!

尼崎市は5月6日まで引き続き『休校延長』を決定!

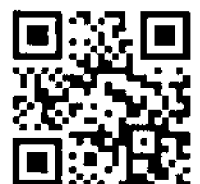
維新の会の提案で、下記2つの方針が大きく変わりました!

- 1. 保育料及び給食費等の負担軽減について
3月に行われた総括質疑の中で、保育施設への登園を控えて頂いたご家庭にも、満額の保育料と給食費が請求されるという問題を取り上げ、日割し計算で対応するよう求めました。その結果、3月3日から3月31日までの期間において1日以上登園を自認していたご家庭に適用されることになりました!
- 2. 令和2年4月入所児童の保護者の復職期間延長について
5月10日までに復職しなければ、保育費の内定を撤回するというルールでしたが、新型コロナウイルス感染症対策として、5月10日までの復職を可能とするよう強く求めた結果、復職期間が延長されることになりました!

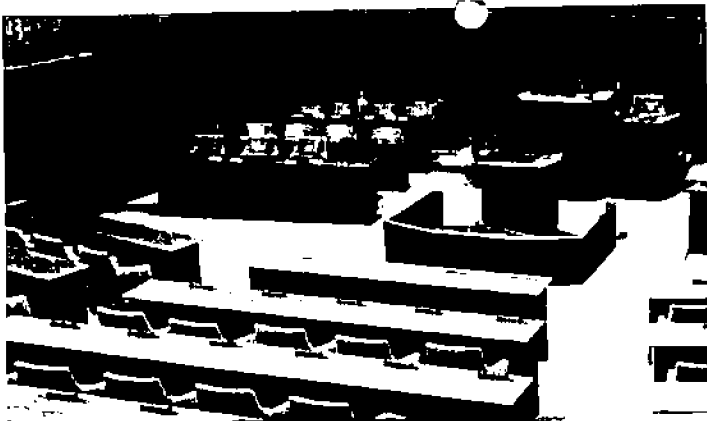
[発行元]

尼崎市議会 維新の会

〒660-8501
兵庫県尼崎市
東七松町1丁目23-1
TEL:06-6489-6399
FAX:06-6489-6458
<http://ama-ishin.jp/>



当会が印刷した資料に掲載の複製権を無断で行使することを禁じます。



一般質問・総括質疑

我々、尼崎市議会(維新の会)のメンバーは、
尼崎市議会において、尼崎市の現状の問題を
はじめとし、尼崎市の未来を考え耳心地の
良い事ばかりを申しません。

だからこそ、

- ・積極的に一般質問・総括質疑に立ち
- ・積極的に登壇して課題を追及し
- ・提案型の質疑を行い

是々非々でこれからも、邁進してまいります。
これからも、ご支援をよろしくお願いいたします。

外郭団体の存在意義を問いただし、 民間に出来ることは民間へ

2020年3月 第16回定例会 予算特別委員会 総括質疑

楠村 信二



「ごみのないまちづくり事業費」

市内の不法投棄の見回り、回収、駅前の清掃、電柱の違法な張り紙除去などを約1億円の予算を投じて、現在、市の外郭団体「公益財団法人 尼崎環境財団」に委託している。さらに契約方法は外部監査から問題ありと指摘された一者独断契約で行っている。

【質問1】この事業内容であれば、民間業者でも出来ると思いますが、民間では出来ないのでしょうか。出来ないなら理由を教えてください。

【答弁】(経済環境局長)市のイメージや環境衛生の低下を防ぐため、不法投棄物などを単に処理するだけでなく、市民の相談や啓発、定期的な巡回等も行っています。

【質問2】令和2年度から「市民協働型道路等維持管理事業」が始まり、市民や事業者からアプリやウェブで道路陥没等通報を受けます。このシステムをうまく活用すれば、不法投棄や不法な張り紙などの通報も受

けられるのではないのでしょうか。

【答弁】(経済環境局長)通報手段の多様化につながり、市民利便性の向上や美しいまちづくりに資するものと考えられることから、同システムへの参入に向けて検討・調整を行ってまいります。

【楠村信二の考え】 外郭団体の役割・存在意義を問いただし、設立当初の役割を終えた団体、あるいは設置の意義が薄れた団体は廃止にする事で、市行政のスリム化、効率化を図る

①保育料及び給食費等の負担軽減について ②令和2年4月入所児童の保護者の復職期間延長について

実現

2020年3月 第16回定例会 予算特別委員会 総括質疑

光本 けいすけ



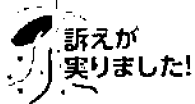
この2つの問題について、子育て世代の方々から多数お声が寄せられていました。3月17日に行われました予算特別委員会・総括質疑や意見表明で取り上げました。

この2つの問題について

- ・市のホームページで「在宅での保育が可能な方については、保育施設への登園を控えて頂くなどのご協力」をしているにも関わらず、それに協力しても保育料や給食費が満額請求されるという理不尽なことがありました。
- ・育児休業中で復職を前提とした児童の保護者は5月10日までに復職しなければ、新型コロナウイルス感染症による影響が理由だとしても内定を取り消すという理不尽なことがありました。

光本はこう考えます

このような非常事態にこそ、尼崎市の本質度を市民の皆様に見せるべきです。常日頃から「子育てしやすいまち」や「ファミリー世帯の定住・転入」を目指すことと公費するものであれば、こういう状況の場こそ、周辺自治体よりも早くに方針を打ち出し、子育て世代の方々に「安心」をもたらすべきです!一昨年の台風21号の時もそうでしたが、市民が欲しい情報を先手先手で発信することが非常に重要なんです。



①保育料及び給食費については、3月3日から3月31日までの期間において1日以上登園を自粛していただいた児童に、日割り計算したのち還付されます。認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所が対象施設となります。
②復職期間の延長については、新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き在宅保育を行う方がおられますことから、6月1日までの復職を可能とすることに要請されました。

空家対策推進事業費について

実現

2020年3月 第16回定例会 予算特別委員会 総括質疑

別府 けんいち



「尼崎市空家等対策計画」(平成30年1月策定)の老朽危険空家等の取り崩しフォローには、所有者がわかる場合として「市民からの相談」→「助言又は指導」→「勧告」→「命令」→「代執行」と本市が進めていく過程が掲載されています。

【質問】所有者がわかる場合は、建物について「助言及び指導」から「勧告」に二の足を踏んでしまうような事であれば他にどうやって除却を進めるのでしょうか?

【答弁】(都市整備部長)土地と建築物の所有者が同一である場合は、「勧告」を行うことによる危険除去等の対応や、後述の協議が滞りやすいため、原則として土地と建築物の所有者が異なる場合は、「勧告」を行います。

一方、経済的に困難している所有者に対しては、「勧告」を行うことで対応が活用できる場合があります。一方で法的には強制力があることが考えられることから、「勧告」を行う

のではなく、所有者、親しい知人等の相談や助言や、専門業者への相談を促すことにより解決の場が広がることを期待しています。

【質問】県の対応としては、市町が協力を求めて来るなら「勧告」の対応をすると答弁いただいておりますが本市はこの答弁に対していかがお考えでしょうか?除却を進めるには、県に「勧告」での制度拡充の対応を求めざるべきではないでしょうか?

【答弁】(都市整備部長)県は、県民生活安定事業費(「勧告」を行う空家に特設助成)を交付し、所有者が経済的に困難な

場合において、「勧告」による対応が期待できることと、一方で、以前から制度拡充を要望しているとして「命令」→「代執行」に移行、県へ求めてまいりたい。

結果

①保育料及び給食費については、3月3日から3月31日までの期間において1日以上登園を自粛していただいた児童に、日割り計算したのち還付されます。認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所が対象施設となります。
②復職期間の延長については、新型コロナウイルス感染症対策として、引き続き在宅保育を行う方がおられますことから、6月1日までの復職を可能とすることに要請されました。



維新の会の発案・提案

で尼崎市議会災害時連絡会議が設置されました!

新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大する中、尼崎市でも感染者が確認されています。

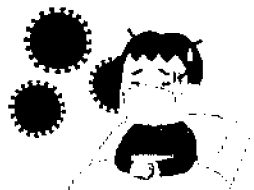
尼崎市で感染者の確認がされる前に、尼崎市議会では「尼崎市議会大規模災害対応行動マニュアル」に基づき、3月3日に「尼崎市議会災害時連絡会議」が設置されました。

これは尼崎市議会・維新の会の発案・提案によるものです。

「尼崎市議会大規模災害対応行動マニュアル」には「新型コロナウイルス感染症」の明記はありませんでしたが、「大規模事故、～、津波等の災害が発生し、」の「等」に「新型コロナウイルス感染症」を適用させることで「尼崎市議会災害時連絡会議」の設置に繋がりました。

これにより、市議会が感染拡大の状況に応じ必要な体制をとりながら、当局が全力で対応に専念し、応急活動が円滑、迅速に実施できるよう必要な支援・協力を行うことができるようになります。

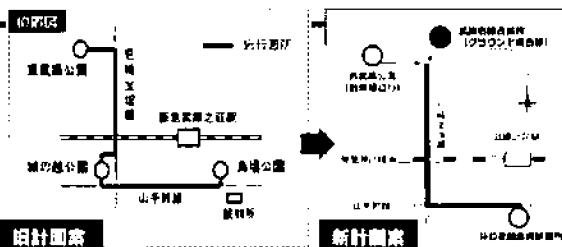
引き続き、尼崎市議会・維新の会としても事態の終息に向けて尽力してまいります! 感染された方々の一刻も早い回復と、皆様の安全をお祈り申し上げます。



足掛け3年!

工事場所の変更が実現! 住民合意形成を図る 仕組み作りの訴え、住民の力が実を結ぶ!

武庫分区 雨水貯留管整備事業



尼崎市は、雨水整備水準を6年から10年に引き上げることを目標として、平成25年8月の豪雨において、市内の広範囲に浸水被害が発生したことを受け、浸水被害対策を目的に雨水貯留管の整備を事業化することとした。平成29年度より南武庫之荘七丁目の「城の越公園」を発進立坑として市道山手幹線から到達立坑に南武庫之荘三丁目の「鳥場公園」、また県道尼崎宝塚線から到達立坑に武庫元町の「東武庫公園」とする事業説明会が始まる。

■事業計画の経過

| | | | |
|-------|--|-----------------|--|
| 平成29年 | <p>「9月から住民等へ説明会」 施工基地として①用地の広さ②資材搬入経路③雨水貯留管からの距離④経済性等を検討した結果、本計画案に決定したと、住民へ説明を行う。</p> | 平成31年 (令和元年) | <p>「2月議会で現計画案との比較検討を行って行く。と当局が方針転換。」 当局は、1. 長年にわたり2. 生活道路に面した3. 街区公園で工事が実施されることが反対意見として集約できる。周辺住民の理解を深めるには至っていないと判断。 「工事手法におけるシールドの設置案の導入や、公園以外の公共施設用地を立坑用地の候補とする案等を複数作成し、現計画案との比較検討を行って行く。」と方針転換。その修正予算が可決成立。その後、発進立坑の工事場所については、①西武庫公園用地②武庫荘総合高校③休日夜間急病診療所用地の3箇所として現計画案との比較検討を行う。</p> |
| 平成30年 | <p>「3月議会で発進立坑整備工事費等予算が可決成立」 城の越公園の地域住民が反対表明。 2月議会に「雨水貯留管整備事業に係る城の越公園での工事中止についての陳情」を代表陳情者34名、反対署名1,921筆にて陳情。 発進立坑整備工事費等予算の上げが有り「維新の会」だけが議案に唯一「反対」したが賛成多数で可決し陳情は、叶わなかった。市議会からは、「当事業にあたっては工事予定箇所周辺の住民への説明と理解が深まった後に工事着手するように。」という意見が出された。 鳥場公園の地域住民が反対表明。 9月議会に「現状計画での雨水貯留管整備事業を着工しないことについての陳情」を代表陳情者38名、反対署名4,316筆にて陳情。12月に撤回無し。</p> | 令和2年 | <p>「2月議会で有力候補地の絞り込み発表」 内容を総合的に判断した結果、発進立坑の有力候補地を「武庫荘総合高校」に絞り込み、5月末を目途に発進立坑用地を定め、事業計画変更手続きを進める。</p> |

雨水貯留管とは?...

降雨の時に既設の下水道管から溢れてしまう雨水を取り込むことで一時的に貯めておき、雨が降り止んだ後にポンプで再び下水道管に戻すことで、浸水の被害を軽減する施設です。今回、武庫分区においては、尼崎宝塚線から山手幹線の道路地下に20,000m貯める施設を整備を行う予定です。事業費総額は当初約100億円。

結果

熟度の低いうちから住民対話を行い、この成果を住民と共に何故最初から導けなかったのでしょうか。また、施工基地として、当初住民の安全を第一に考慮していない事が疑問でした。方針転換後、計画が比較検討見直しされ、発進立坑工事場所の有力候補地が絞り込まれました。その結果、延長距離・立坑数・事業費・工期などが減少しました! 尚、調査による歳出が2回も計上された事は、結果的に税金の無駄遣いであったと思います。

COST